

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日(水)
午後2時00分から午後2時40分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名(現に在任する委員 24名)

議長(会長) 12番 桑田 誠(会議規則第7条)

出席委員数 23名

【1番】矢野 丈一	【2番】渡邊 節夫	【3番】八木 良太	
【5番】井出 秀司	【6番】高宮 出	【7番】近藤 徹也	【8番】益田 志郎
【9番】竹田 清隆	【10番】渡部 弥栄	【11番】越智 信彦	【12番】桑田 誠
【13番】青木 久子	【14番】越智 千保子	【15番】新居田 守	【16番】渡部 正義
【17番】村上 晋太郎	【18番】岡田 勝利	【19番】河野 哲也	【20番】白石 義廣
【21番】藤原 清久	【22番】藤井 進也	【23番】木村 誠	【24番】近松 安文

欠席委員数 1名

【4番】岡林 興通

4. 議事に関与する職員

局長	砂田 征典
次長	新居田 伸一郎
次長	渡辺 修三
主事	松原 圭

5. 議事

議案第 1 号
議席の決定

議案第 2 号
所属小委員会の決定

【農地法関係議案】

議案第 3 号
農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について (受付番号 1~17)

議案第 4 号
農地法第 3 条の規定による許可申請について (受付番号 1~16)

議案第 5 号
農地法第 4 条の規定による許可申請について (受付番号 1~2)

議案第 6 号
農地法第 5 条の規定による許可申請について (受付番号 1~8)

報告第 1 号
職員の任用について

報告第 2 号
農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について (受付番号 1~14)

報告第 3 号
農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (受付番号 1~2)

報告第 4 号
農地法第 5 条第 1 項第 6 号規定による届出について (受付番号 1~8)

報告第 5 号
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (受付番号 1)

6. 議事録

事務局	<p>定刻が参りましたので、ただ今から「令和6年度 第1回総会」を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、委員24名中23名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、桑田会長により進めていただきます。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から「令和6年度 第1回総会」を開会いたします。</p> <p>事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願いたします。</p> <p>まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。</p> <p>今回は、議事録署名人に【11番】越智 信彦委員、【22番】藤井 進也委員の両委員を私から指名させていただきます。</p>
議長	<p>議案の審議に入る前に、欠員となっております農業委員1名を補充するための推薦及び公募による募集を経て、八木良太（やぎ りょうた）さんが、去る3月25日に市議会の同意を得て市長から農業委員として任命されましたことをご報告します。任期は、令和6年3月25日から令和8年7月19日までとなっております。</p> <p>それでは、八木委員さん一言ご挨拶をお願いします</p>
八木	<p>（挨拶）</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号 議席の決定について 事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。</p> <p>今治市農業委員会会議規則第5条の規定により委員の議席を定めることが求められております。現在の議席は旧今治市からの地域順となっております。この基準によりますと、八木委員さんの議席は、欠番となっている3番となります。</p> <p>なお、1ページの右側に参考として在任する委員さんも含めた議席番号を掲げております。従前からの委員さんについては変更ございません。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり議席を定めることに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは原案どおり決定いたします。

議長 続きまして議案第2号 所属小委員会の決定について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書2ページをお開きください。農業委員の所属する小委員会につきましては、今治市農業委員会小委員会設置要領第3条の規定により総会において定めることとなっており、八木委員さんの所属を第1小委員会に定めようとするものでございます。なお、2ページの右側に参考として従前からの委員さんも含めた所属小委員会を掲げております。以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案のとおり所属小委員会を決定することにご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは原案どおり決定いたします。

議長 次に、議案書の11ページ、報告第1号「職員の任用について」をご覧ください。市長から提示のあった4月1日付け農業委員会事務局異動者案について、提示案のとおり任用することといたしました。事務局長 木村仁士(きむら ひとし)、農業係長 木根致左(きね ちさ)、農地担当 主査 江頭好治(えがしら よしはる)の任用を解き、波方支所から砂田征典(すなだ まさのり)を事務局長として、環境政策課から渡部美奈(わたなべ みな)を農業係長として、新規採用職員の八木悠斗(やぎ ゆうと)を農地担当

主事として任用するものです。
以上、ご報告いたします。
それでは、新たな事務局メンバーから挨拶をお願いします。

異動者 (新 任 挨 拶)

局長 八木主事につきましては、本日、研修のため、出席がかないませんでした。
それでは、農地法の議事に入ります前に、これからの議事に関与しない渡部係長は、これにて退室いたします。

議長 それでは、議案の審議に入ります。
議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書3ページをお開きください。
議案第3号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1]

申請地は今治村にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は合計875㎡でございます。

[受付番号2]

申請地は玉川町法界寺にある農地9筆で、登記地目は田、畑、面積は合計5,685㎡でございます。

[受付番号3]

申請地は大西町別府にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は201㎡でございます。

[受付番号4]

申請地は大西町脇にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は464㎡でございます。

[受付番号5]

申請地は菊間町松尾にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計5,434㎡でございます。

[受付番号6]

申請地は菊間町高田にある農地1筆で、登記地目は田、面積は433㎡でございます。

[受付番号7]

申請地は菊間町西山にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計3,299㎡でございます。

[受付番号8]

申請地は菊間町浜にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3,557 m²でございます。

[受付番号 9]

申請地は吉海町福田にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,358 m²でございます。

[受付番号 10]

申請地は吉海町福田にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1,266 m²でございます。

[受付番号 11]

申請地は吉海町泊、吉海町田浦にある農地 7 筆で、登記地目は畑、面積は合計 3,520 m²でございます。

[受付番号 12]

申請地は宮窪町宮窪にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は 4,426 m²でございます。

[受付番号 13]

申請地は宮窪町宮窪にある農地 13 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 15,073 m²でございます。

[受付番号 14]

申請地は宮窪町余所国にある農地 11 筆で、登記地目は畑、面積は合計 8,642 m²でございます。

[受付番号 15]

申請地は伯方町木浦にある農地 2 筆で、登記地目は田、面積は合計 627 m²でございます。

[受付番号 16]

申請地は伯方町叶浦にある農地 17 筆で、登記地目は畑、面積は合計 12,303 m²でございます。

[受付番号 17]

申請地は上浦町盛にある農地 18 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 12,567 m²でございます。

続きまして、議案書 3～6 ページの合計は、17 件、103 筆、面積 79,730 m²となっております。地元委員さん 1～4 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」またはイの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書4ページをお開きください。議案第4号は、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号1]

譲受人は〇〇才、申請地は1筆で、地目は畑、面積は69㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号2]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は1,330㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号3]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は296㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号4]

譲受人は〇〇才の農業者兼造園業、申請地は2筆で、地目は田、面積は合計2,372㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号5]

申請地は1筆で、地目は田、面積は合計1,130㎡です。今回、譲受人である法人が営農型太陽光発電施設を設置し、パネル支柱の基礎部分等に区分地上権の

設定をするものであります。

[受付番号 6]

譲受人は〇〇才の農業者兼事務所員、申請地は1筆で、地目は田、面積は1,834 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 7]

譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は1筆で、地目は田、面積は547 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 8]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は329 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が小作地解放のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 9]

譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は8筆で、地目は田、畑、及び樹園地、面積は合計5,713 m²で、現在、水稻、野菜及び柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 10]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は樹園地、面積は1,122 m²で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 11]

譲受人は〇〇才の民宿業、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計193 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 12]

譲受人は〇〇才、申請地は1筆で、地目は畑、面積は51 m²で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 13]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は樹園地、面積は606 m²で、

現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 14]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は4筆で、地目は樹園地、面積は合計2,222㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 15]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計201㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 16]

譲受人は〇〇才の自営業、申請地は3筆で、地目は畑または樹園地、面積は合計1,161㎡で、現在、野菜または柑橘を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから32ページまでです。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか

②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか

③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか

④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか

⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか

⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか

ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっております。許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、
議案第 5 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、まず議案第 5 号について、ご説明いたします。
議案書 9 ページをお開きください。

[受付番号 1]

申請人は農業者 1 名、申請地は富田地区東村南の 1 筆で、地目は畑、転用面積は合計 226 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が露天貸駐車場を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人は、申請地近くの集合住宅居住者からの要請を受け、申請地を露天貸駐車場として整備しようとするものでございます。

申請年月日は令和 6 年 3 月 14 日、農業委員会の受付日は令和 6 年 3 月 15 日で、許可日から令和 6 年 5 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件であります。第 2 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号 2]

申請人は農業者 1 名、申請地は吉海地区田浦の 1 筆で、地目は畑、転用面積は 272 m²でございます。

この申請地は都市計画区域で外あり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農業用倉庫を確保するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、申請人は、農機具が増えその置場が手狭で不便になっていることから、申請地に建築されている建物を農業用倉庫として利用しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年3月15日で、許可日から令和6年5月30日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件であります。第2小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

続きまして、議案第6号について、ご説明いたします。

議案書10ページをお開きください。

[受付番号1]

譲受人は農業者1名、譲渡人は農業者1名、申請地は富田地区上徳の2筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計359㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、申請地がJR富田駅から500m以内に位置することから、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、農機具が増え手狭で不便になっていることから、その置場として農業用倉庫を建築するとともに、自家用車の通行が可能な進入路を確保するため、農家住宅の敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年3月15日で、許可日から令和6年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2]

譲受人は会社員農業後継者1名、譲渡人は農業者1名、申請地は富田地区東村の2筆で、地目はいずれも田、面積は合計222㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種

農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、子供も誕生し手狭で不便になったことから、譲受人の祖母から一体利用地に建築されている農家住宅を譲り受けることとなったが、建物及び駐車場の一部が申請地に跨っていることから、申請地を父親である譲渡人から譲り受け、農家住宅の敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日は令和 6 年 3 月 14 日、農業委員会の受付日は令和 6 年 3 月 15 日で、許可日から令和 6 年 6 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件ではありますが、第 2 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号 3]

譲受人は太陽光発電装置の設置工事業等を営む法人、譲渡人は農業者兼譲受人の役員 1 名、申請地は朝倉地区朝倉南の 1 筆で、地目は田、面積は 740 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が営農型太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、より確実な売電収入を得ることで安定した経営を図ることを目的として、譲渡人が申請地にサカキを植えて営農を行いながら、譲受人が支柱を立てて太陽光パネルを設置する営農型太陽光発電設備を設置するため、太陽光パネルの支柱基礎部分の一時転用をしようとするものでございます。なお、一時転用期間は国の通知により 10 年間となっております。申請年月日、農業委員会の受付日は令和 6 年 3 月 15 日で、許可日から令和 6 年 10 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 4]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業 1 名、申請地は玉川地区長谷の 3 筆で、地目はいずれも畑、面積は合計 362 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、同居者も増え手狭で不便になったことから、譲渡人から申請地を購入し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年3月15日で、許可日から令和7年1月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号5]

譲受人は大学講師1名、譲渡人は無職の者2名、申請地は吉海地区仁江の2筆で、地目はいずれも畑、面積は合計664㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、自宅兼パソコン・英会話教室への進入路及び生徒用駐車場を確保するにあたり、必要な条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人はしまなみ海道沿線に移住するため一体利用地と同所に建築されている建物を購入したものの、進入路がなく経営を予定しているパソコン・英会話教室に通う生徒の駐車もないことから、進入路及び露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日農業委員会の受付日は令和6年3月15日で、許可日から令和6年7月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号6]

譲受人は船舶エンジンルームの艀装業を営む自営業者1名、譲渡人は会社員1名、申請地は吉海地区福田の2筆で、地目はいずれも畑、面積は合計275㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が所有する工場や社員寮

隣接し作業場及び資材置場として事業用敷地を拡張するにあたり、必要な条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は事業を営む上で作業場及び資材置場が必要であることから、譲渡人から申請地を購入し、事業用敷地を拡張しようとするものでござ

います。申請年月日農業委員会の受付日は令和6年3月15日で、許可日から令和6年7月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号7]

譲受人は石材業を営む法人、譲渡人はパート職員1名、申請地は吉海地区福田の1筆で、地目は畑、面積は194㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が所有する工場の拡張及び事務所として事業用敷地を拡張するにあたり、必要な条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は事業を営む上で工場の拡張及び事務所の確保が必要であることから、譲渡人から申請地を購入し、事業用敷地を拡張しようとするものでござ

います。申請年月日農業委員会の受付日は令和6年3月15日で、許可日から令和6年7月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件であります。第5小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号8]

譲受人は土木建築業等を営む法人の役員、譲渡人は無職の者1名、申請地は上浦地区甘崎の1筆で、地目は畑、面積は104㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天駐車場を整備するにあたり、必要な条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は自らが役員を務める法人に露天駐車場とし

て使用貸借させるため、譲渡人から申請地を購入し、貸露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日農業委員会の受付日は令和6年3月15日で、許可日から令和6年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

続きまして、手元にお配りしている農地法第4条及び第5条許可申請に係る申請書ごとの要件確認書の33ページ以降をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。

議長

続きまして、
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号規定による届出について
報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それではご説明いたします。
議案書12ページから14ページの報告第2号 農地法第3条の3の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は14件の届出がありました。取得事由は遺贈1件、相続13件あり、権利内容は所有権でありました。議案書15ページの報告第3号 農地法第4条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は2件の届出があり、合計面積は459㎡でありました。
議案書16ページの報告第4号 農地法第5条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は8件の届出があり、合計面積は3,560.68㎡でありました。
報告第3号及び第4号につきましては、地元委員又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。
なお、報告第2号から第4号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。
続きまして、議案書17ページの報告第5号は、農地法第18条第6項の通知でございます。

[受付番号1]

令和6年2月29日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員

(意見、質問なし)

議長

報告事項でありますので、ご了承願います。

議長

それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全員

(意見なし)

議長

意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。